

○坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

昭和60年 5月13日規則第12号

別表第 1 (第10条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予許可基準

該当条項	徴収猶予の対象内容	徴収猶予率	徴収猶予期間	摘要
条例第 7 条第 1 号	係争中の土地	100%	受益者の決定(判定)の日まで	訴状の写し等その事実を証する書類を添付すること。
	農地等 (田・畑・山林・原野等の現況にある土地)	100%	宅地として利用できるまでの期間	
条例第 7 条第 2 号	受益者がその財産につき震災、風水害、火災、その他災害を受け、または盗難にかかったとき。	市長が認定する率	1年以内	罹災証明書または盗難証明書の取得できるもの
	受益者、または受益者と生計を一にする親族が病気にかかりまたは負傷により長期療養を必要とするとき。	市長が認定する率	1年以内	医師の診断書の取得できるもの
その他市長が特に必要と認めたとき。		市長が認定する率	市長が認定する期間	